

## 平成 28 年度新宿区外部評価委員会 第 1 回会議要旨

### <開催日>

平成 28 年 4 月 25 日（月）

### <場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

### <出席者>

外部評価委員（14 名）

名和田会長、葉袋副会長、山本部会長、青野委員、犬塚委員、荻野委員、小池委員、  
小菅委員、小林委員、鶴巻委員、野澤委員、林委員、鱒沢委員、安井委員

事務局（6 名）

針谷総合政策部長、小泉行政管理課長、池田主査、三枝主査、榎本主任、杉山主任

### <開会>

#### I 新宿区外部評価委員会委員の委嘱

##### 1 委嘱状の交付

区長より各委員に委嘱状が交付された。

##### 2 区長あいさつ

【吉住区長】

皆様、おはようございます。

平成28年度第1回新宿区外部評価委員会の開催に当たりまして、ご挨拶をさせていただきます。

ただいま委嘱状をお渡しさせていただきましたが、これから2年間にわたり、新宿区の様々な事業に対して、外部評価をしていただくこととなります。皆様方の評価は、私どもが行っている事業等を向上させていくための、貴重なご意見となります。前期までの委員の方々からも様々なご意見を頂戴してまいりましたが、どうか今期においてもご意見をいただきたいと思っております。

外部評価委員の皆様には、事前に資料をお渡しして、丹念に読み込んでいただき、その上で外部評価をしていただいております。大変なお手間と時間を頂戴してしまうこととなりますが、そうした中でも、様々なご意見をいただければ有難いと思っております。

平成11年度より、新宿区では行政評価制度を始めています。そして。平成19年度には、行政評価の客観性、透明性を高めるために、外部評価委員会を設置しました。

平成24年度から平成27年度までの第二次実行計画期間においては、区が優先的、計画的に推進している計画事業に加えて、区が経常的に行っている経常事業についても評価していただき、区政の全般に渡ってご意見をいただいております。

平成28年4月1日より、平成30年度から始まる新たな総合計画への橋渡しとなる第三次実行計画が始まりました。これは、平成20年度から10年に渡る現総合計画を具体的に実行するための三期に分かれた実行計画の最後の計画期間となります。これまでの取組について総括、検証していただくことが、外部評価委員会に対する今期のお願いとなります。

平成28年度は、第二次実行計画の最終年度である平成27年度の計画事業について外部評価を行っていただき、その後、新総合計画における行政評価の手法等について、皆様に諮問をさせていただきたいと思っております。

何かとご多忙とは存じますが、行政評価における外部評価の趣旨にご理解いただきまして、外部評価制度のより一層の充実に向けてご尽力をいただきますよう、お願い申し上げます。

大変ご多忙の中、委員をお引き受けいただきましたことに改めて感謝を申し上げて、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

### 3 委員の自己紹介

#### Ⅱ 第1回新宿区外部評価委員会

##### 1 新宿区外部評価委員会会長及び副会長の選出について

新宿区外部評価委員会条例第7条第2項の規定に基づき、委員の互選により、会長に名和田委員、副会長に菓袋委員が選出された。

##### 2 会長・副会長あいさつ

###### 【会長】

会長に選出されました名和田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、平成19年度から外部評価委員会の副会長、平成23年9月から会長を務めております。随分長く新宿区の外部評価に関わっており、その間、たくさんの素敵な区民の方々と知り合うことができました。

行政評価というのは、そこまで理論が明確になっておらず、そうした中で、委員である区民の皆様や、学識委員の先生方と知恵を絞って取り組んでまいりました。

当初は、どこかに非常に高邁な理論があり、それに従ってきちんとやるべきものなのかもしれないと思いながら行っていましたが、どうやらそうではなく、我々の創意工夫で行政評価をしていかなければいけないのが現実であるということのようです。

9年間の実績、積み重ねを踏まえて、これから2年間、また皆様方と一緒に新宿区の外部評価を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

#### 【副会長】

副会長に選出された葉袋でございます。

私は、住居学科に所属しておりますが、建築学科とほぼ同じであり、都市計画を専門にしております。住民参加のまちづくりなどといったことを自分でも実践しており、豊島区の雑司ヶ谷や、川崎市の生田緑地近辺についても一地域住民という立場で参加させていただきながら取り組んでおります。

今まで、ダムや高速道路等の土木系のことについての外部評価の経験はあるのですが、これほど幅広く、区政全体を見るということは初めての経験で、たくさん勉強させていただこうと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

### 3 部会の設置及び部会長の指名について

新宿区外部評価委員会条例第9条の規定に基づき部会を設置することとし、会長の指名により、第1部会長に葉袋委員、第2部会長に山本委員、第3部会長に名和田委員が選出された。

また、会議は原則公開とすること及び会議概要を公開することについて確認した。

### 4 新宿区の行政評価制度について

#### 【会長】

それでは、事務局から議題の4の説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは、説明をさせていただきます。

資料5「新宿区の行政評価について」をご覧ください。

まず、新宿区の行政評価制度の目的についてです。新宿区では、区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的として、行政評価を実施しています。

また、この行政評価を実施することで、具体的には、次の四つの事項を達成することを目指しています。

一つ目が、行政評価を活用した意思決定サイクルの確立です。行政運営の意思決定サイクル、PDCAサイクルの下に行政評価制度を組み込み、常に評価結果を施策と事業の見直しに反映していきます。PDCAサイクルとは、Plan、Do、Check、Action、計画、実行、評価、見直しの頭文字を取ってPDCAとしています。

まず、「評価 Check」としての行政評価があります。行政評価の中身としては、行政の自己評価である内部評価があり、そして、外部評価委員会が区民の視点から評価を行う外部評価があります。そして、内部評価と外部評価結果を踏まえた今後の取組方針としての区の総合判断があります。以上の三つが、新宿区の行政評価制度となっています。

この評価を受けて、「見直し Action」が行われます。見直しの内容としては、評価結果を受けて、翌年度の予算への反映や、計画の見直しの検討などを行います。

見直しを踏まえて、次は、「Plan 計画」に移ります。方針や手段、目的を決定し、改めて計画を策定します。

その計画に基づき、「実行 Do」に移ります。こちらは、計画等に基づき、実際に事業を実施しているというものです。

そして、実際に事業を行った結果、その内容を再び振り返るということで、「評価 Check」に移ります。このように、行政の行う施策、事業がPDCAサイクルによって見直されていくことによって、より良い行政運営を目指しています。

二つ目の事項として、公共サービスのあり方の見直し・効率的な区政運営の実現があります。こちらは、成果に対する評価を通じて、行政としての関与の妥当性を検証し、これからの公共サービスのあり方を見直すとともに、費用対効果に優れた効率的な区政運営を実現します。

三つ目は、説明責任の確保・透明性の向上です。誰の目にも分かりやすい評価制度とし、行政としての説明責任を果たし、区政の透明性を向上させます。

四つ目は、職員の意識改革と政策形成能力の向上です。評価の過程を通じて、職員の意識改革と組織としての経営意識を涵養し、職員の意識改革と政策形成能力の向上を図ります。

これらの四つの事項を達成することを目指して行政評価を実施しています。

続いて、行政評価制度の内容を詳しくお話しする前に、区の施策及び事業の進行管理を図るという行政評価制度の目的を踏まえ、区の施策体系についてお話しをさせていただきます。

まず、基本構想についてですが、新しい時代の新宿区のまちづくりを進めるに当たり、基本理念、新宿区がめざすまちの姿、まちづくりの基本目標及び区政運営の基本姿勢を明らかにするもので、平成23年の改正前の地方自治法第2条に基づき定めるまちづくりの基本指針が基本構想です。

この基本構想の中で、三つの基本理念を掲げており、一つ目が「区民が主役の自治を創ります」、二つ目が「一人ひとりを人として大切に社会を築きます」、三つ目が「次の世代が夢と希望を持てる社会をめざします」というものです。

この基本理念を踏まえ、おおむね20年後を想定した新宿区のめざすまちの姿を定めており、それが「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」です。

このめざすまちの姿の実現に向け、六つのまちづくりの基本目標を掲げています。「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」、「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」、「安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち」、「持続可能な都市と環境を創造するまち」、「まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち」、「多様なライフスタイルが交流し、『新宿らしさ』を創造していくまち」の六つです。

また、めざすまちの姿や、まちづくりの基本目標を実現していくに当たり、六つの基本姿勢で区政運営に取り組むというところを示したものが、区政運営の基本姿勢です。「区民起点の区政運営を行います」、「参画と協働を基本に、区民の知恵と力を活かす区政運営を行います」、「地域力を高める区政運営を行います」、「区民に成果が見える区政運営を行います」、「効率的・効果的な区政運営を行います」、「職員の力を活かす区政運営を行います」の六つ

です。

以上が基本構想の内容であり、この基本構想を受けた区の最上位計画が総合計画です。

新宿区総合計画は、地方自治法第2条に基づく新宿区基本構想で示されるめざすまちの姿を実現するためのまちづくりの方向性と、まちづくりを推進し、下支えする区政運営の方向性を示すものです。計画の期間としては、平成20年度から平成29年度までの10年間となっています。

計画の構成ですが、まちづくり編と区政運営編で構成しています。

まちづくり編は、基本構想のまちづくりの基本目標を受け、まちづくりの方向性を示しているものです。区政運営編は、基本構想の区政運営の基本姿勢を受け、まちづくり編を推進し、下支えする区政運営の方向性を示しているものです。

総合計画の期間は10年間となっていますが、この10年の期間を三つに分け、個別具体的な計画を策定しています。それが実行計画であり、第一次実行計画が平成20年度から平成23年度までの4年間、第二次実行計画が平成24年度から平成27年度の4年間、第三次実行計画が平成28年度から平成29年度の2年間となっています。

実行計画ですが、新宿区基本構想に定めためざすまちの姿「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現を目指し、新宿区総合計画に示した施策を具体の事業として計画的に実施していくために策定する行財政計画であり、区政運営の具体的指針となるものです。

実行計画の内容ですが、基本目標や個別目標、基本施策は総合計画で定められているもので、基本施策にそれぞれ位置付けられている計画事業や計画事業の枝事業は実行計画に定められているものです。

基本目標は、めざすまちの姿を実現するための目標であり、個別目標は、基本目標を実現するための個別の目標です。基本施策は、目標の達成に向けて区が進める基本的な施策の単位です。ここまでが総合計画が担う部分ですが、基本施策にそれぞれ個別具体の事業が位置付けられており、そこからが実行計画の担う部分になります。この個別具体の事業が、区が財源の裏づけをもって計画的・優先的に実行する事業、計画事業です。実行計画の中では、計画事業ごとに、実行計画期間中の各年度における実施内容や事業費、また、計画終了年度後の目標などを載せています。こちらについては、計画の策定当初からずっと変わらないというものではなく、事業を取り巻く状況などの変化に対応するとともに、外部評価を含めた行政評価の結果を反映させるために、毎年度計画の見直し、いわゆるローリングを行っています。

それでは、行政評価制度の説明に戻らせていただきます。

行政評価制度導入からの経過ですが、簡略にご説明いたしますと、平成11年度から行政評価制度が導入されました。当初は内部評価、いわゆる行政の自己評価だけだったのですが、平成19年度から新宿区外部評価委員会が区長の附属機関として設置されたことにより、外部評価が導入されました。平成19年度から平成23年度までが第一期の外部評価委員会の活動の期間であり、主に第一次実行計画の計画事業を評価していただきました。平成24年度から平成27年度までが第二期の活動の期間であり、主に第二次実行計画の計画事業や経常事業を評価していただきました。

続いて、制度の概要についてです。

行政評価ですが、先ほどご説明したとおり、行政運営の意思決定サイクルであるPDCAサイクルの下に組み込まれています。行政評価ですが、各部の経営会議からなる内部評価委員会が実施する内部評価と、外部評価委員会が実施する外部評価があります。

まず、内部評価ですが、各部の職員（管理職）で構成された経営会議を内部評価委員会として施策と事業の自己評価を行い、決算特別委員会前に結果を公表しています。内部評価シートの見方については、後日、詳しくご説明します。

次に、外部評価ですが、内部評価結果を踏まえ、外部評価委員会が区民の視点から評価し、区長に報告するものです。区長はその報告を公表します。

外部評価については、評価作業を効率的に進めるために、委員会を三つの部会に分けて、分担して評価作業を行っているところです。第1部会が「まちづくり・環境・みどり」、第2部会が「福祉・子育て・教育・くらし」、第3部会が「自治・コミュニティ・文化・観光・産業」を担当してきました。各部会が評価を行う事業については、資料6「平成28・29年度評価対象計画事業一覧」に記載されています。評価をいただく事業数が100を超えていますので、委員会全体としては評価を進めていくのは難しく、そのため、各部会で分担して評価作業を行った後、委員会として再び集まり、部会としての評価結果を委員会としての評価結果とするかどうかを審議しています。部会単位で評価作業を完結させているのではなく、委員会として評価の結果を出していただくということです。

続いて、区の総合判断ですが、区長は、内部評価・外部評価それぞれに対する区民からの意見を踏まえ、行政委員会とも意見を調整した上で、区の総合判断を行い、予算編成に反映します。

次回の委員会の際には、一つの事業を抽出して、行政評価の流れを具体的にご説明したいと思えます。

なお、現在の新宿区の行政評価制度は、新宿区外部評価委員会条例及び新宿区行政評価制度に関する規則に基づき実施しているところです。条例と規則については、資料2、資料3に記載がございます。

こちらについても、次回の委員会の際に詳しくご説明させていただきます。

続いて、評価の対象についてです。皆様に、任期期間中に評価をしていただくのが計画事業です。区では行政評価制度を活用して、総合計画の策定以降、実行計画の計画事業を対象として、事業の進捗管理と効果・効率的運用が図られているかを検証してきました。

計画事業の評価は、個々の事業について、事業の意図する成果の達成度、目的・手段の妥当性や実施の効率性等といった観点から評価を行い、今後の方向性を見直しや改革方針を整理しています。平成27年度には、平成26年度の実績に基づいて評価を実施しました。平成28年度は、第三次実行計画の初年度であり、第二次実行計画終了年度である平成27年度の実績に基づいて評価を実施することになります。そのため、今年度は第二次実行計画の振り返り評価ということになりますので、原則として全ての計画事業について皆様に評価をしていただきたいと思います。

ます。

そのほか、個別目標や経常事業、補助事業については、任期期間中に評価を実施しないことにしています。第三次実行計画が現在の総合計画の締めくくりの実行計画になり、第三次実行計画期間においては行政評価制度の見直し、検証を行うことにしています。ですので、評価は行わないのですが、評価の手法等について区長から諮問させていただき、皆様に検証していただきたいと考えています。

説明は以上です。

**【会長】**

ありがとうございました。

初めてなのでなかなか頭に入りにくいかと思います。何かご質問があればお願いします。

**【委員】**

外部評価を導入した経緯について、詳しくご説明ください。

**【事務局】**

資料5「新宿区の行政評価について」の7ページをお開きください。「行政評価制度における外部評価の役割について」の中に、委員会設置の経緯と役割を記載していますように、平成19年9月に区長の附属機関として外部評価委員会が新たに設置されました。この経緯というのが、新宿区基本構想審議会が平成19年2月に出した答申の中に、「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」というものがあります。こちらを受けて、平成19年9月に区長の附属機関として設置されたのが新宿区外部評価委員会です。経緯としてはそういったものになります。

**【委員】**

そうすると、一つ一つの事業計画について、費用対効果という観点から、なくてもいいものを選定するという見方をするのが外部評価なののでしょうか。

**【行政管理課長】**

新宿区の行政評価においては、区民の目線、つまり受益者の目線や専門家の目線、学識経験者の目線など様々な目線で、内部評価が適切かどうかを評価するのが外部評価であるとしています。ですので、ほかの自治体で行っているような、事業の要不要を判定するような制度ではございません。ただ、そうした中でも、評価を「適当である」とした上で、事業の方向性について外部評価委員会からご意見をいただいています。

**【会長】**

今の点は非常に重要な点です。内部評価を区民目線で見ていただいて、それで評価をするというのが基本です。次回、詳しくご説明がありますが、いくつかの項目について、内部評価の結果が「適当である」「適当でない」という評価をしていくわけです。もちろん、明確な理由があれば、「適当でない」という評価をされても構わないのです。しかし、その事業自体の要不要を審議するものではありません。内部評価の結果を外部評価するというのが基本です。

私は、第1期からこの委員会におりますが、当初から区長がおっしゃっていたのは、行政評

価の目的の一つに、区民への説明責任を果たすということがあるということでした。そういう心持ちで、我々も外部評価に取り組んできたつもりです。

したがって、費用対効果とはもちろん非常に重要な視点ですが、それだけでなく、多面的な視点から区民目線で評価をしていくということになるかと思います。それは次回、事務局から具体的に説明があるかと思います。

**【委員】**

参考までに、次回の委員会までに読んでおくべき資料を教えてください。

**【事務局】**

次回の委員会では、外部評価委員会の役割についてご説明します。資料5「新宿区の行政評価について」では、7ページの部分を説明します。また、行政評価制度の実施根拠となる「新宿区外部評価委員会条例」と「新宿区行政評価制度に関する規則」についても解説しますので、資料2、資料3を事前にお読みいただければと思います。

それから、過去に評価を実施した一つの事業を抽出して評価の流れをより具体的に解説しますが、こちらについては特に予習は必要ございません。

その後、会長から、学識委員としての見地から講義をしていただく予定です。こちらにつきましては、前期の委員会がまとめた総括の報告書である資料8「新宿区外部評価委員会 4年間の活動を終えて（第2期 平成24年度～平成27年度）」についてご解説いただきます。この報告書についても、次回までにお目通しをいただければと思います。

**【会長】**

もし、それ以上に確認したいという方は、お配りしている内部評価実施結果報告書、外部評価実施結果報告書、内部評価と外部評価結果を踏まえた区の実績についての中、ご関心のある事業についてお読みいただき、大体どういうことが書かれていて、どういう感じで評価をして、それに対して区はどのような対応をしたのかといったことを確認していただければ、イメージがつかめるかと思います。

**【委員】**

前年度までに、評価の上で一応の結論的なものが出ていますが、これを踏まえた上で、今年度評価を行うということになるのでしょうか。

**【事務局】**

前年度までで、外部評価委員会からは、非常にたくさんのご意見をいただいているところで、それに対して、内部評価と外部評価結果を踏まえた区の実績として、区の総合判断が平成28年3月に出されているところです。今年度の内部評価は、その区の総合判断の内容を踏まえて実施しています。

ですので、今回、皆様に外部評価をしていただく内部評価は、今までの評価を踏まえた評価ということになります。

**【委員】**

次回、一つの事業をモデルにして行政評価の流れを説明していただけるということですが、

どういう事業を選ぶのが大事なポイントになるのではないかと思います。

**【行政管理課長】**

次回、行政評価の流れを説明する際に事例としてご紹介する事業ですが、新しい委員の方にも分かりやすいご説明としたいので、それに適した事業を抽出させていただきたいと思います。

**【委員】**

第1部会は、評価対象事業がとても多いように思います。ヒアリングはどのくらいのペースで行うのでしょうか。場合によっては、日程を多めに確保したほうがいいのではないのでしょうか。

**【会長】**

おそらく、ヒアリング日程は各部会で今後決めていくのではないかと思います。事務局の案として、資料7に平成28年度外部評価委員会スケジュール案が示されていますね。

**【行政管理課長】**

資料7でお示している日程では、部会ごとのヒアリングは7回としています。これは、最大値であり、1日5事業をヒアリングした場合、7日間で35事業ヒアリングできることとなります。今年度は第1部会には32事業を担当していただきますが、最大で35事業をヒアリングできることとなりますので、この日程で十分対応できるかと思います。

もし、ヒアリング時間が足りない、ヒアリングで聞くことができなかつた質問があるといった場合は、文書による質問も受け付けます。こちらについては、次回以降詳しくご説明させていただきます。

**【委員】**

資料7を見ますと、会議の開催が集中している時期があります。これはもう既に決まっていることなのでしょう。あと、会議の開催時間についても、9時30分開会で決定なのでしょう。

**【行政管理課長】**

そのスケジュールに関しては、この後に説明を差し上げる予定ですが、ご質問がありましたので、今ご説明してもよろしいでしょうか。

**【会長】**

はい。お願いします。

会議の開催が集中しているというのは、おそらく、評価結果を翌年度の予算へ反映するといったことが関係してくるかと思います。事務局から、スケジュールの説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、平成28年度の外部評価委員会スケジュールについて、ご説明させていただきます。資料7「平成28年度外部評価委員会スケジュール（案）」をご用意ください。

左が内部評価のスケジュール、右が外部評価委員会のスケジュールになっております。

内部評価ですが今、所管部から行政管理課に内部評価シートの提出がなされ、内容の確認や修正のやりとり等を行っているところです。

外部評価委員会のスケジュールですが、まず、全体会①が本日開催されているところです。会議の内容は、委員の委嘱や行政評価制度についてのご説明です。

5月には、全体会が2回開催される予定です。次回ですが、部会の編成についての決定、部会に分かれての日程調整、行政評価の進め方、学識委員による講義ということで進めさせていただきます。

部会の日程調整ですが、6月以降、部会での評価の作業が始まります。ですので、各部会に分かれて、部会の日程調整を行っていただきます。先ほど委員からご質問がありましたが、必ずしも9時30分が開会時間ということではなく、午後や夜間に開会することも可能です。こちらにつきましては、部会員の皆様の日程調整の仕方によって決まります。

全体会の3回目ですが、内容としては、まず、区の財政について財政課長からご説明させていただきます。そして、平成28年度の評価方針について委員会として決定していただきます。

全体としての作業としては、ここで一段落ということ、6月下旬以降は、部会での評価の作業になります。

部会のヒアリングは最大で7回を見込んでおりますが、事業数によっては6回、5回となることもあります。ヒアリングは、6月下旬から7月末までです。

ヒアリングですが、皆様に外部評価をしていただくに当たって、色々ご質問等があるかと思いますので、事業の所管課長から皆様に事業についてご説明させていただき、その上で質疑応答のやりとりをしていただくというものです。

その後、8月に、部会での評価の取りまとめ作業をしていただきます。こちらは、最大で4回となっており、事業数によっては少なくなります。こちらにつきましては、委員会としての評価をまとめる前に、部会単位でまず評価結果をまとめていただくというものです。部会の中の作業になりますので、とりわけ所管課長の説明などは基本的にございません。

8月までに部会の評価を取りまとめていただいて、10月に全体会を2回開催し、委員会としての評価結果を取りまとめていただきます。それをもって、外部評価結果が確定します。

ここまでの基本的な評価の作業で、11月以降は評価以外の作業になります。

11月から翌年の1月までの間に、部会の12回目として、視察を考えています。こちらは、翌年度の評価結果の参考としていただくために、直接、区の施設などを皆様にご覧いただいて、実際の現場の生の声など、現状を知っていただくということで、部会単位で開催するものです。

12月には、全体会の6回目として、2か年に渡る行政評価制度の検証が始まります。

1月は、全体会の7回目であり、6回目に引き続き行政評価制度の検証を行います。

3月は、全体会の8回目として、内部評価と外部評価結果を踏まえた区の取組について、皆様にご報告させていただきます。

外部評価委員会のスケジュールは年間を通して約20回となります。部会12回、全体会8回で、計20回を想定しています。ですので、6月から8月は繁忙期ということで、会議の開催が続きますが、基本的に皆様のご都合に合わせて日程を組ませていただきます。

**【委員】**

次回、行政評価の流れを説明する際に、昨年度に評価した事業を使ってご説明いただけるということでした。その際に、できれば、この委員会があったことによって区が取組がこれだけ大きく変わったという事例を入れてご紹介いただけると、年間で約20回集まるだけの労力に対してやりがいが出てくるかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

**【会長】**

ぜひ、ご検討をお願いします。

委員としてご活動いただければ、それなりに達成感、充実感があると思います。

内部評価については、行政評価制度の導入以後、とても充実してきたと思います。その内部評価に対する外部評価ですが、各委員がそれぞれに異なる意見をお持ちで、部会長としてどのようにまとめていけば期限内にまとまるだろうかと心配になるくらいです。これまでの間、それだけ皆さん熱心に取り組んでいただきました。今期の委員もそういう熱心さで取り組んでいただけていると思っています。しかし、我々が果たすべき役割は外部評価を取りまとめていくということですので、各委員の意見を聞きながら、部会としての最終意見、委員会全体としての最終意見をまとめていくこととなります。これは非常に大変な作業です。そういう中で、この作業を行うこと自体、非常に大きな達成感につながっていくと思います。

**【委員】**

評価が一通り終わってから視察を行うということですが、評価を行っている時期に視察を行うことは難しいのでしょうか。

**【行政管理課長】**

視察については、各部会でその部会の担当する事業に係る施設に行っていただくものです。

年度の前半で評価を行っていただきますが、この間に視察を行うというのは、日程的に非常に難しいので、今後の検討事項とさせていただきたいと思います。

**【会長】**

以前は、早い段階で視察を行っていましたが、その頃は会議の開催回数が少なかったので、そうしたことが可能だったかと思います。

では、ご検討をお願いします。

**【委員】**

区民目線というのは、具体的にどういうことなのでしょう。

**【行政管理課長】**

区民目線というのは、生活者としての視点、サービスを直接受ける区民としての視点があります。ほかにも、区との協働の相手方としての視点もあります。また、学識経験者の先生方に関しては、それぞれの分野の専門家としての視点もあります。そういった様々な視点で内部評価を見ていただき、その上で外部評価をしていただくということになっています。

**【会長】**

ほかに質問はよろしいでしょうか。

質問がないようですので、本日はこれで閉会します。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

<閉会>